

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

(5) 児童自立支援施設（沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）第2条の規定により設置された児童自立支援施設をいう。）に勤務し、入所児の心理的判定の業務に従事する職員

第9条第2項第1号中「並びに同項第3号」を「、同項第3号」に改め、「知的障害者福祉司」の次に「並びに同項第5号の入所児の心理的判定の業務に従事する職員」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童自立支援施設に勤務し、入所児の心理的判定の業務に従事する職員の業務内容の特殊性等を勘案し、当該職員に社会福祉手当を支給する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。